

## 市川市斎場再整備基本計画策定業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する以下の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

### 第1 業務名

市川市斎場再整備基本計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）

### 第2 目的

市川市斎場（以下、「斎場」という。）は昭和55年の開設から40年が経過している。この間、改修工事は実施してきているが、大規模改修が行われておらず老朽化が進行していること、また、本市の高齢化が進行する中で、火葬需要の増が見込まれ本市の斎場の処理能力を超えることも想定されることから、これまで「市川市斎場再整備基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定したところである。

本業務は、斎場の再整備にあたり、基本方針を具体化し、建替え及び運営事業者選定に必要な資料として活用可能な仕様、前提条件等を定めることを目的とする。

### 第3 業務内容等

#### 1 業務概要

##### (1) 総則

本件の受託者は、本業務の履行に際し、本仕様書に定めた事項に従うこととする。

##### (2) 委託概要

斎場再整備の基本計画策定に向けて以下の事項について情報収集、分析、整理を行う。

①火葬場施設計画策定、②土地利用計画策定、③事業費の算出

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年10月29日（金）とする。

##### (4) 履行場所

市川市保健部保健医療課新斎場建設担当室（市川市八幡1丁目1番1号）

##### (5) 対象施設概要（現状）

敷地面積 19,780 m<sup>2</sup>

1) 火葬棟 火葬炉10基 1,498 m<sup>2</sup>

2) 式場棟 748 m<sup>2</sup>

3) 待合棟 5室 1,723 m<sup>2</sup>

#### 2 業務内容

##### (1) 火葬場施設計画策定業務

斎場再整備事業の内容を踏まえ、主として以下の項目について調査・検討を行い、その結果を委託者へ報告する。

###### 1) 前提条件の整理

基本方針を踏まえ、関係法規、敷地条件等の制約条件を整理する。

###### 2) 必要諸室及び諸室規模の整理

基本方針及び近年の葬儀、火葬に関する市民の考え方の変化を踏まえ、必要と思われる機能を整理したうえで、必要な諸室を整理し、火葬需要、必要炉数等の基本方針で定めた要求性能等を踏まえ、諸室の内容、概略面積等を算出し、4)の平面・断面計画の基礎資料とする。

###### 3) 式場の必要性及び規模の整理

式場については、現在の式場の設置の経緯や利用状況、近年の葬儀の簡素化、小規模化の傾向や近隣の斎場の設置状況等を踏まえ、式場の設置の必要性を整理する。また、

式場の設置の必要性が認められる場合、式場の規模、諸室の内容、概略面積等を算出し、4)の平面、断面計画の基礎資料とする。

4) 平面・断面計画、配置計画の策定

1)～3)の諸条件を踏まえ、平面・断面計画及び配置計画を策定する。

5) 建築物基本計画の整理

諸室規模、前提条件を満たす動線計画（利用者、火葬場勤務職員、柩）を立案するとともに、建築物の構造、耐震性能等を満たす建築物の諸元を整理する。

6) 設備計画の整理

建物に付随する各種設備について、耐震性、災害への対応、コスト等から総合的に判断して、必要な性能や能力を整理する。

7) 火葬炉設備計画

火葬のタイムスケジュール、火葬時間、炉のサイズ、排気方式、環境基準等を踏まえ、火葬炉の設備計画を整理する。

8) その他火葬場建設に伴う必要な諸条件の計画策定

構造、防災、火葬炉等の火葬場の建設に必要な諸条件の計画策定を行う。

(2) 土地利用計画の策定

斎場再整備にあたっては、新斎場建物が完成するまでは、現在の斎場機能を休止させることなく運営を継続する必要があるため、土地利用のあり方を整理する必要がある。また、水路や隣接霊園等の周辺環境を踏まえ、土地の利用計画、植栽、工事中の駐車場、仮設建物の設置方法を検討する。また、雨水排水、貯留についても検討すること。

なお、現在の土地利用状況を最大限尊重し、土地改良については最小限にとどめること。また、土地利用を変更する場合には、関係法規に基づく規制、手続き等を明確にすること。

(3) 事業費の算出

(1)で策定した施設計画をもとに、整備事業費と運営事業費の算出を行い、その結果を委託者へ報告する。

また、基本設計、実施設計に係る経費については、詳細な内訳を提示すること。

(4) 事業スケジュール及び整備に関する課題

令和7年度から新火葬棟での運用が可能となるよう、整備及び運用に係るスケジュールを整理する。

(5) 報告書の作成

受託者は、令和3年8月31日（火）を目途に発注者に対して基本計画書報告書案を提出する。その後、委託者が基本計画書案の内容を精査したうえで、基本計画報告書を令和3年10月20日（水）までに提出する。また、(1)3)式場の必要性及び規模の整理の項の報告書案の検討を先に行い、その内容を委託者に報告すること。なお、報告の目途については、協議の上決定することとする。

また、報告書の体裁や数量、詳細な報告時期等については、別途発注者が指示する。

(6) 打合せ記録等の作成

本業務を実施するうえで必要となる打合せを、概ね1カ月に1回程度（委託者・受託者協議のうえで必要に応じて調整）実施する。

また、その打合せ内容については、受託者にて記録し、打合せ終了後可能な限り速やかに委託者へ提出する。

#### (7) 資料の貸与

委託者は、本業務を実施するうえで以下の書類、データを貸与するほか、必要な関係資料等を可能な限り受託者へ貸与する。なお、受託者は関係資料等を借用する際には、「借用書」を委託者へ提出しなければならない。また、借用の必要がなくなったときは、速やかに委託者へ返却するものとする。

- ・ 斎場測量図
- ・ 市川市斎場再整備基本方針

#### 第4 成果物及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

##### 1 成果物の提出先

市川市 保健部 保健医療課 新斎場建設担当室

##### 2 本業務の提出成果物

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 打合せ記録                           | 各1部 |
| (2) 市川市斎場再整備事業基本計画書※簡易製本を行う         | 20部 |
| (3) 市川市斎場再整備事業基本計画書（概要版）※(2)を要約したもの | 20部 |
| (4) (1)～(3)の電子データ                   | 1式  |
| (5) その他必要なもの                        | 1式  |

##### 3 著作権

本委託の成果物の著作権及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとする。

#### 第5 その他

- 1 受託者は、「市川市斎場再整備基本方針」を踏まえ、発注者の要求事項の整理、全体工程、その他 の基本的制約条件を整理し、把握すること。
- 2 受託者は、本業務の全部を一括して、または本仕様書において規定した主たる業務を第三者に委託または委任し、若しくは請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託又は委任し、若しくは請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 当斎場は、稼動中施設のため、調査方法・調査時間帯・調査人数などについては、事前に斎場担当者に確認の上で、調査に取り掛かるものとする。
- 4 受託者が本斎場に立ち入る場合、名札等により身分を明確にすることとする。
- 5 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合には、その理由を明示して、業務の改善を受託者に求めることが出来る。
- 6 受託者は、業務の履行にともなって事故が生じた場合には、速やかに委託者及び所轄の警察署その他関係機関に報告するとともに、応急措置を講ずるものとする。
- 7 委託者は、業務の履行に当り、委託者または第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- 8 委託者は、業務の履行中における個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 9 受託者は、業務の履行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- 10 業務の履行に当っては、労働基準法その他の関連法規に準拠するものとする。
- 11 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者が都度協議の上、対応を決定するものとする。